

エコキュート

低周波音で健康被害

八千代の女性 施工業者提訴

隣家に設置された電気給湯器「エコキュート」の作動時の低周波音で健康を害したとして八千代市の70代の女性が10日、販売、設置した大手家電量販店(本社・群馬県高崎市)を相手取

り、移設費用や慰謝料など計約348万円の損害賠償の支払いを求める訴えを千葉地裁に起こした。訴状によると、2011年1〜2月に女性の隣家は同店から給湯器を購入

し使い始めた。給湯器は女性の住宅から2階の距離に設置されたため、女性には不眠や耳鳴りの症状に悩み、睡眠障害の診断を受けた。

女性は隣家に対し、解決策を求めて民事調停を申し立て、今年8月に給湯器を移設することで合意が成

立。移設費計約39万8千円は女性が全額負担した。

原告側は、同社が健康被害を回避する位置に設置する義務があったと主張。「当事者でありながら移設費用の一部すら負担しなかった」としている。

女性は記者会見で「(被害は)心身ともに及ぶ。販

売、設置業者も客(や隣接住民ら)を考えて設置してもらいたい」と訴えた。

原告側の弁護士によると、「エコキュート」の低周波音による健康被害を巡る訴訟は全国で相次ぎ、前橋地裁やさいたま地裁で和解が成立した。隣家と合意成立後、施工業者に

損害賠償を求めるのは初めてケースで、同弁護士は「製造業者の影に隠れているが、施工業者は最終的に被害を回避できる立場」として責任を求めているとした。

被告側は「訴状が届いていないため、コメントできない」とした。

東 京 新 聞

隣家のエコキュート
「低周波音で不眠」
設置業者に損賠請求

八千代の女性提訴

隣家に設置された家庭用電気給湯器「エコキュート」から出る低周波音で、不眠などの健康被害を受けたとして、八千代市の女性(モ)が十日、エコキュートを設置したヤマダ電機(群馬県高崎市)に、約三百四十八万円の損害賠償を求める訴訟を千葉地裁に起こした。

訴状によると、隣家のエコキュートが稼働した二〇一一年一―二月ごろから、女性は自宅に響く低周波音で不眠に悩まされるようになり、耳鳴りなどの健康被害を受けた。被害はエコキュートが移設された今年八月まで続いた。

隣家のエコキュートは女性宅から約二層の場所に設置されており、女性は、よ

り遠い場所に設置するなどして健康被害を回避する注意義務をヤマダ電機は怠ったと主張している。

県庁で記者会見した女性の代理人弁護士によると、女性は移設工事費約三十九万円を実費負担しており、

代理人弁護士は「ヤマダ電機は当事者意識が希薄。設置業者への注意喚起を促したい」と述べた。

ヤマダ電機広報部は「訴状が届いていないため、コメントできない」としている。

給湯機 騒音 健康被害

給湯機「健康被害」
ヤマダ電機を提訴

隣家の家庭用ヒートポンプ給湯機「エコキュート」が発する低周波音で健康被害を受けたとして、八千代市の女性(71)が10日、販売・設置したヤマダ電機(群馬県高崎市)を相手取り、慰謝料など計約348万円の損害賠償を求める訴訟を千葉地裁に起こしたことを明らかにした。提訴は9日付。

訴状によると、給湯機は2011年、女性宅から約2メートル離れた隣家の外壁に設置。女性の要望で今年8月に移設されるまで自宅内に低周波音が響いたとし、「被害が不適切な場所に設置したため、不眠や吐き気の症状が続いた」と主張している。ヤマダ電機広報部は「訴状が届いていないためコメントできない」としている。